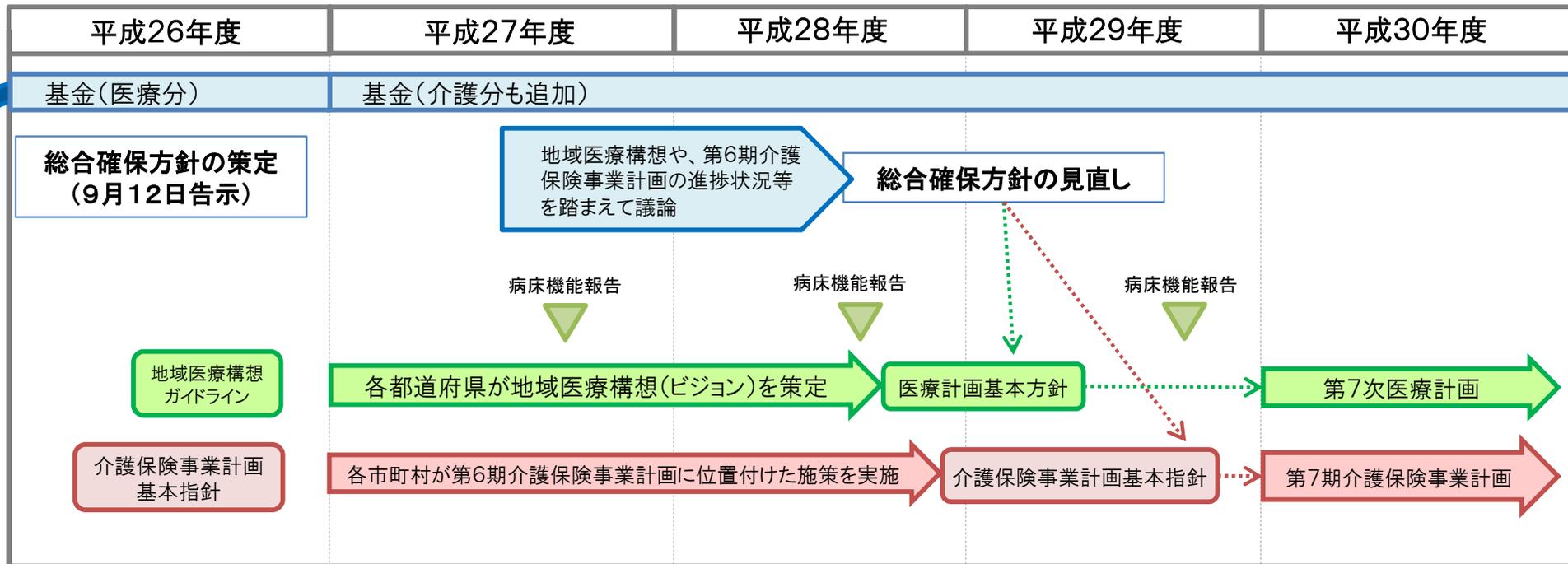


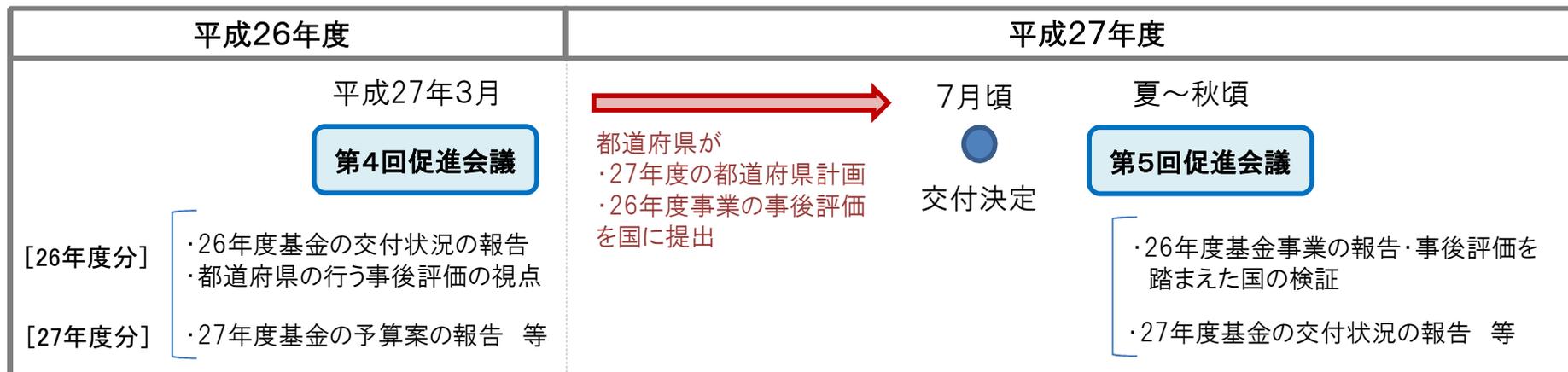
# 地域医療介護総合確保基金における 事後評価の視点等について

# 医療介護総合確保促進会議の今後の検討事項（イメージ）

## 1. 総合確保方針に基づく医療介護連携の促進



## 2. 地域医療介護総合確保基金に関するPDCA



# 総合確保方針における地域医療介護総合確保基金のPDCAについて

- 地域医療介護総合確保基金は、消費税増収分が充てられていることに鑑み、当該基金を充てて実施する事業が適正に行われる必要がある。
- そのため、都道府県計画における事後評価や医療介護総合確保促進会議における議論等を通じ、地域医療介護総合確保基金が適正に活用されるためのPDCAサイクルを回す。

## PLAN

### 都道府県計画・市町村計画の策定

→ データに基づく地域の医療・介護ニーズや医療・介護資源に関する現状分析、将来予測等を行い、医療及び介護の総合的な確保に関する目標、実施する事業の内容等を記載

- ※ 可能なものについては定量的な目標を定め、計画期間の年度ごとの進捗管理が適切に行えるようにする。
- ※ 医療計画や介護保険事業(支援)計画との整合性の確保等
- ※ 関係者の意見を反映させるために必要な措置、会議や議事録の公開等により決定プロセスの透明性等

## DO

計画に基づき、  
適切に事業を実施

## ACTION

### (1) 国における取組

- 都道府県に対し、推奨事項、改善を図るべき事項等について必要な助言 等

### (2) 都道府県における取組

- 事後評価に記載した改善の方向性、国からの助言等を踏まえ、次に策定する計画に活用 等

## CHECK

### (1) 国における取組

- 目標の達成状況、事業の実施状況を検証(注)

### (2) 都道府県における取組

- 事業ごとの実施状況を把握・点検
- 事後評価を実施し、その結果を国に提出・公表
  - 計画で設定した目標が未達成の場合、改善の方向性を記載
  - 市町村は、都道府県の事後評価に協力

(注) 市町村計画は都道府県計画に盛り込まれることとなるため、国は都道府県計画の事後評価を検証する。



## 【参考】総合確保方針（抄）

### 第3 都道府県計画及び市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項

#### 二 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

##### 2 医療及び介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間

###### (1) 目標の設定

都道府県計画については、都道府県医療介護総合確保区域ごとの当該区域において、また、市町村計画については、市町村医療介護総合確保区域ごとの当該区域又は当該市町村の区域において、データに基づく地域の医療・介護ニーズや医療・介護資源に関する現状分析、将来予測等を行い、医療及び介護の総合的な確保に関する目標を設定するものとする。

当該目標の設定に当たっては、医療計画又は市町村介護保険事業計画若しくは都道府県介護保険事業支援計画において設定した目標と整合性を図るとともに、可能なものについては定量的な目標を定め、計画期間の年度ごとの進捗管理が適切に行えるようにするものとする。

###### (2) 目標の達成状況

都道府県計画及び市町村計画で設定した目標の達成状況及び**目標が未達成の場合には改善の方向性を記載する**ものとする。

##### 3 目標達成のために実施する事業の内容、費用の額等

###### (1) 事業の内容

事業の内容は、第4の二の1から6までに掲げる事業のうち必要なものについて、当該事業の実施期間を付して記載するものとする。

#### 三 都道府県計画及び市町村計画の整合性の確保

**都道府県は、**毎年度、市町村から医療及び介護の総合的な確保に関する事業の実施に関する要望を聴取するとともに、市町村が当該事業を実施する場合は、**市町村計画に記載された事業を調整、とりまとめの上で、都道府県計画に盛り込む**ものとする。

### 第4 公正性及び透明性の確保その他基金を充てて実施する都道府県事業に関する基本的な事項

#### 一 基金に関する基本的な事項

##### 1 関係者の意見が反映される仕組みの整備並びに公正性及び透明性の確保

基金については、その財源として、社会保障と税の一体改革による消費税増収分が充てられていることに鑑み、当該基金を充てて実施する事業が地域の医療・介護サービスに還元されることが地域住民に対して明確に示される必要がある。このため、基金を充てて実施する事業については、その決定に際し、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、会議や議事録の公開等により決定プロセスの透明性を確保する必要がある。また、事業主体間の公平性を確保し、適切かつ公正に行われることが必要である。

##### 3 基金を充てて実施する事業の評価の仕組み

###### (1) 国における取組

**国は、都道府県計画に記載された目標の達成状況及び事業の実施状況についての検証を行い、**都道府県に対して、推奨される事項、改善を図るべき事項等について必要な助言を行うとともに、その後のより効果的な基金の配分と事業実施に資するよう、**適正な評価指標の設定等を行う**ものとする。

###### (2) 都道府県における取組

**都道府県は、**都道府県計画を作成し、基金を充てて事業を実施する場合には、**各年度に事業ごとの実施状況を把握し、点検するとともに、**第3の二の4の(2)に基づく**事後評価を実施し、その結果を国に提出するとともに、公表するよう努める**ものとする。

###### (3) 市町村における取組

**市町村は、**市町村計画を作成し、基金を充てて事業を実施する場合には、(2)の**都道府県の事後評価に協力する**ものとする。

# 地域医療介護総合確保基金における事業評価の視点（案）

- 都道府県は、平成27年度都道府県計画の提出と併せて、平成26年度都道府県計画に基づく事業の事後評価を提出することとなっている。また、国は都道府県が提出する事後評価を検証することとなる。
- 都道府県が事後評価を行うにあたって、その視点として、「1. 事後評価のプロセス、2. 目標の達成状況、3. 事業の実施状況」に分けて行うこととしているが、その具体的な内容について、以下としてはどうか。

## 1. 事後評価のプロセス

都道府県計画に記載された事後評価の方法（例：新たな財政支援制度検討委員会等の意見を聞く）に基づき、適正な手続きによって実施されているか、具体的なプロセスを確認する。  
また、事後評価のプロセスの中で出された主な意見等についての提出も併せて求める。

## 2. 目標の達成状況

都道府県計画全体の目標について、以下の各視点に基づいた事後評価を求める。

### ① 都道府県計画に記載された目標がどの程度達成できたのか（「目標の達成状況」の視点）

★ 特に、数値目標を設定している場合には、その数値目標がどの程度実現したのか。

（例）（地域医療情報ネットワークがある医療介護総合確保区域を8区域（全区域）とする、という目標を設定していた場合）  
医療介護総合確保区域8区域全てにおいて、地域医療情報ネットワークを構築できた。

### ② 目標が未達成の場合には、原因等に対する見解と改善の方向性

### 3. 事業の実施状況

事業ごとの実施状況について、以下の各視点に基づいた事後評価を求める。

① 都道府県計画に記載された事業がどの程度実施できたのか（「事業の実施状況」の視点）

② 当該事業を通じて得られた効果（「事業の有効性」の視点）

（例1）多職種連携のための研修を実施したことを通じて、A区域においては、事業終了後も自主的に定期的な多職種での研修会が開催されるようになった。

（例2）退院調整に関するマニュアルを作成し、B区域の全医療・介護従事者に周知したことにより、B区域における退院調整に関する普及啓発が図られるとともに、実際に病院・ケアマネ間等での退院調整を行う事例が増加した。

③ 当該事業の効率的な実施のために講じた措置（「事業の効率性」の視点）

（例）C県全体において、機器の調達を一括で実施したことにより、効率的な執行ができたと考える。

④ その他（特段評価すべき点や、事業の改善点等、都道府県が記載すべきと考えたもの）

（例1）地域医療介護総合確保基金の創設に伴い新たに実施した事業

（例2）D区域とE区域で実施した研修事業の参加状況を勘案し、来年度の事業実施にあたっては、合同での実施を検討する。

<総合確保方針(抄)>

第3 都道府県計画及び市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項

二 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

2 医療及び介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間

(2) 目標の達成状況

都道府県計画及び市町村計画で設定した目標の達成状況及び目標が未達成の場合には改善の方向性を記載するものとする。

3 目標達成のために実施する事業の内容、費用の額等

(3) 事業の実施状況

都道府県計画及び市町村計画で設定した事業の実施状況を記載するものとする。

4 事業の評価方法

(2) 事後評価の方法

都道府県計画又は市町村計画で設定した目標の達成状況及び事業の実施状況に係る事後評価の方法を記載するものとする。